

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 1 1 月 定 例 会 ——

平成18年11月22日（水）

開 催 日 時 平成18年11月22日（水） 午後2時00分～午後3時00分  
開 催 場 所 市役所5階505会議室  
出 席 委 員 堀内敏宏委員長  
小池貞雄委員長職務代理者  
伊藤文代委員  
吉田昌子委員  
坂井康宣教育長  
説明のための出席者 昼間守仁教育部長  
大橋直子教育部理事兼指導課長  
阿部和生教育庶務課長  
中澤史充学務課長  
諸井康次学務課長補佐  
有馬哲雄生涯学習推進課長  
阿部裕生涯学習推進課長補佐  
大沼卓郎体育課長  
島林正美公民館長  
蛭田廣一図書館長  
書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任  
傍 聴 者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○堀内委員長

ただいまから教育委員会の11月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○堀内委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、小池委員長職務代理者及び私、堀内でございます。

本日の議題に入ります。

（委員長報告事項）

## ○堀内委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項（１）東京都市町村教育委員会連合会第３ブロック研修会について。これにつきましては、東京都市町村教育連合会の常任理事をされ、なおかつ第３ブロックの代表者の任をなさっていらっしゃる小池委員長職務代理者から御報告をお願いしたいと思います。

## ○小池委員

それでは、御報告いたします。

11月6日に、連合会の第３ブロック研修会が、東村山市の全生園で行われました。この研修会には伊藤委員、吉田委員、それから石川教育庶務課長補佐と私の４人で参加をいたしました。

研修の内容は、東村山市教育委員会の人権教育総合推進地域事業の取組についての発表と、多磨全生園入所者自治会会長の佐川修氏によります全生園の歴史について講演がございました。この資料のNo.1では、平沢保治さんと書かれておりますが、この方が突然体調不良で出席できなくなりましたので、そのかわりに佐川様に御講演をいただいたということでございます。

講演は全生園、これはゼンセイエンではなくて、ゼンショウエンという呼び名が正しいのですが、全生園の入所者に対する、世の中の差別と偏見による大変悲惨な歴史が語られました。昭和22年ごろ特効薬があらわれまして、病気そのものは完全に無くなったのですが、入所者を特に苦しめたのは、らい予防法という法律がございまして、これが平成8年、ほんの最近まで残っておりまして、これによって非常に皆さん御苦労されたようでございます。差別や偏見をなくす、人権教育の重要性を改めて感じさせてもらった次第でございます。

また全生園は、非常に身近にあります人権教育のよい教材であるというふうに思いました。ただし、この全生園の歴史というのは、人権闘争の歴史でございまして、かなり内容的には刺激が強いものであります。その点では、もしこれを教材として使われる場合には、相当事前の十分な準備と配慮が必要であろうというふうに思いました。来年度、新しい資料館ができるそうでございますので、小平市でも人権教育への活用を検討してはいかかかというふうに思います。

以上でございます。

### （教育長報告事項）

## ○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項に移ります。

最初に、教育長報告事項（１）寄附の受領について。坂井教育長から御説明をお願いします。

## ○坂井教育長

教育長報告事項（１）寄附の受領について、報告いたします。資料No.2をごらんください。

〔I〕は、株式会社日立自動車教習所様から、小平市育英基金への指定寄附として、金3万円

の御寄附でございます。

〔Ⅱ〕は、津田保育園父母会様から、ぬいぐるみ、おもちゃを、中央公民館への御寄附でございます。

〔Ⅲ〕は、平櫛弘子様から、小平市平櫛田中彫刻美術館の、居宅及び茶室からなる記念館、建物評価額893万4,900円を、小平市平櫛田中彫刻美術館の維持管理、保存及び公開を目的として、同美術館用地を購入した際に御寄附いただいたものでございます。

それぞれ有効に活用させていただきます。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（2）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。坂井教育長から御説明をお願いします。

#### ○坂井教育長

教育長報告事項（2）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

前回の報告以降に決定したものは、資料No.3のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

#### ○堀内委員長

阿部教育庶務課長、お願いします。

#### ○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、8件でございます。

はじめに、受付番号（64）でございます。事業名、親子でいっしょにガーデニング。主催団体、東京小平ロータリークラブ。実施期日、平成18年12月16日。会場は小川町1丁目の藤森農園でございます。毎年使用承認している「親子いっしょに」のシリーズで、今回はガーデニング、参加費は無料でございます。

次に、受付番号（65）。事業名、第3回子ども会役員交流会「親子で楽しむ人形劇」。主催団体、小平市子ども会育成者連絡協議会。実施期日、平成18年12月2日。会場は、中央公民館2Fホールでございます。今回初の承認で、子ども会の役員の交流を目的とした人形鑑賞劇でございます。一般市民の参加も可能ということで、入場は無料でございます。

次に、受付番号（66）。事業名は、第10回おんがくなかまコンサート。主催団体、おんがくなかま。実施期日、平成19年2月18日。会場は、ルネこだいらレセプションホールでございます。今回初の承認で、子どものためのクラシックコンサートでございます。小さな子どもと親子で一緒に楽しめる本格的なクラシックコンサートということであり、入場料は中学生以

上2, 000円、4歳以上1, 000円、4歳未満無料でございます。

次に、受付番号(67)。事業名、東アジア教員養成国際シンポジウム。主催団体、国立大学法人東京学芸大学。実施期日、平成18年12月16日と17日。会場は、東京学芸大学でございます。今回初の承認で、内容といたしまして、講演、学長フォーラム、シンポジウム、分科会等を開催し、国際的な共同研究や共同討論を推進するものでございます。入場は無料でございます。

次に、受付番号(68)。事業名、第4回仲間づくりパーティー。主催団体、地域デビュー支援サークル「とまり木」。実施期日、平成18年12月16日。会場は、小平市福祉会館でございます。今回初の承認で、講演会、情報交換、懇親会が開かれます。会費は1, 000円でございます。

次に、受付番号(69)。事業名、放送大学東京多摩学習センター公開講演会。主催団体、放送大学東京多摩学習センター。実施期日、平成19年1月14日。会場は、放送大学東京多摩学習センター、4階大講義室でございます。毎年承認しており、入場は無料でございます。

次に、受付番号(70)。事業名、ユネスコ・セミナー第2回。主催団体、小平ユネスコ協会。実施期日、平成18年12月10日。会場は、小平市中央公民館視聴覚室でございます。毎年承認しており、入場無料でございます。

終わりに、受付番号(71)。事業名、第5回Xマスジャズコンサート。主催団体、小平ユネスコ協会。実施期日、平成18年12月21日。会場は、ルネこだいら中ホールでございます。毎年承認しており、入場料は500円でございます。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

次は、教育長報告事項(3)事故報告I(10月分)についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

#### ○坂井教育長

10月の事故報告Iの交通事故、一般事故につきましては、資料No.4のとおりでございます。詳細につきましては、大橋教育部理事より説明をさせます。

#### ○堀内委員長

大橋教育部理事、お願いいたします。

#### ○大橋教育部理事

事故報告Iでございます。

はじめに交通事故についてです。管理下の交通事故は小学校、中学校ともありませんでした。

管理外では、小学校で2件の交通事故がありました。

①小学校2年男子が、駐車場から歩道に飛び出し、自転車と接触し、左目まぶたを切ったというものです。

②小学校6年女子が、左右をよく確認せず車道に飛び出し、車と接触し、右足くるぶしを骨折したというものです。

次は一般事故についてです。管理下の事故が小学校で14件あり、中学校ではありませんでした。

小学校の登下校時の事故としましては、①小学校5年男子が下校中、友達が投げた木の実が目当たり、眼科に連れて行ったところ異常はなかったというものです。

②小学校2年男子が下校中、歩道のフェンスを乗り越えようとして落下し、右腕を骨折したというものです。

休み時間・放課後等の事故としましては、③小学校1年女子が休み時間中、校庭で走っていて転び、地面に鼻とあごをぶつけ、鼻血が出たというものです。

④小学校4年女子が清掃中、清掃の仕方で口論になり、男子に指を強くねじられ左人さし指を骨折したというものです。

⑤小学校6年男子が休み時間中、校庭でサッカーのドリブル中に転倒し、左ひじを打ち骨折したというものです。

⑥小学校4年男子が休み時間中、校庭でドッジボール中にボールをよけようとして転倒し、手をつき左腕を骨折したというものです。

⑦小学校6年女子が給食後の片づけの最中に、男子とけんかになり、顔をたたかれ下唇を8ミリ切ったというものです。

⑧小学校2年男子が休み時間中に、廊下を走ってきた友達にぶつかり転倒し、廊下に顔をぶつけ、乳歯が抜けたというものです。

⑨小学校3年女子が始業前、教室内で飛びはね、扇風機のスイッチに頭をぶつけ頭部を裂傷したというものです。

授業中の事故としましては、⑩小学校5年男子が、総合的な学習の時間に稲を刈っていた他の児童の鎌で右足を切り、2針縫ったというものです。

⑪小学校6年男子が体育の授業中、倒立で倒れ、自分のひざに歯をぶつけ、永久歯がぐらついたというものです。

⑫小学校6年生男子が体育の授業中、組体操の肩車でバランスを崩し、左足親指を捻挫したというものです。

行事等の事故としましては、⑬小学校6年男子が、運動会の組体操の演技前の練習で、肩車の土台が崩れ落下し、右手をついて捻挫したというものです。

⑭小学校5年生男子が、運動会の騎馬戦で相手と組み合ったとき、左人さし指を捻挫したというものでございます。

10月の学校事故をみますと、骨折が4件、捻挫が3件ありました。

以上でございます。

**○堀内委員長**

ありがとうございました。

次の議題は、教育長報告事項（４）及び議案第３３号ですが、これらは人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございます。後ほどお諮りしますが、これらにつきましては非公開で扱いたいと存じます。

したがって、この（４）を除く教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等がありましたら、お出しいただきたいと思っております。

小池委員。

**○小池委員**

今、事故報告のⅠで、小学校の④と⑦、これは事故というよりも、いろいろと問題を含んでいるのではないかと思います。この後の対応はどういうふうに行われているのか。そこら辺につきまして教えていただきたいと思っております。

**○大橋教育部理事**

休み時間、放課後等の事故の④でしょうか。

**○小池委員**

そうです。指の骨を折ったものと、それからけんかして顔をたたかれたものですね。

**○大橋教育部理事**

後の処理ということなのですが、この事故が発生したのが１３日の金曜日だったのですが、１６日の月曜日には児童は通常どおり登校しているという報告でございます。

後の処理でございますけれども、病院に連れて行きました後、保護者の帰宅を待って副校長と担任が当該児童宅を訪問し、お見舞いするという対応をしています。また相手の児童とその保護者も当日夜には当該児童宅を訪ね、謝罪したということでございます。

それからもう一つは⑦、下唇を８ミリ切ったというのですが、これについては、学校から両方の家庭に連絡をしたということでございまして、それ以上はこちらも掌握していません。

以上でございます。

**○堀内委員長**

ありがとうございました。

### ○小池委員

これは陰湿ないじめではないかもしれませんが、それとの関連も心配されますので、その後の対応をよくしておかないと。それからまた、こういう乱暴な子はこれだけではないと思います。ほかにもいろんなことがあり得ると思いますので、その辺をよく注意していただきたいと思います。

### ○大橋教育部理事

はい、承知いたしました。

### ○吉田委員

6年生の女子をたたいた男子の生徒というのは、今回初めて相手児童に対して暴力を振るったわけでしょうか。それとも過去にもそういった例があったのでしょうか。

### ○大橋教育部理事

そこまでは詳細に調べていないものですから、また調べまして、報告させていただきたいと思っています。

以上でございます。

### ○堀内委員長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。

伊藤委員。

### ○伊藤委員

報告事項にはない事柄なんですけど、先月来、高校における未履修の問題が重大な話題になっておりますけれども、ここにきまして関西の方で公立中学校でも未履修という学校、国語の授業で毛筆をしていなかったということも挙がってきております。国語の授業の中で、書写は中学1年で10分の2、2・3年で10分1というふうに記憶しておりますが、小平市では、書写の指導がきちんと実施されているのか、特に毛筆が、その中できちんと実施されているのでしょうか。

それから、教科の未履修とはちょっと違いますが、5日制になってから授業時数の確保ということで、それぞれ学校が工夫したり努力をしているということは、私どもも学校訪問等々で理解しているところですが、授業時数の確保がきちんとなされているのかということ、ここでやはり確認したいと思います。

そういった、教科がきちんと行われているのか、授業時数の確保がきちんとなされているのかということが、学校から教育委員会の方にどのように報告されて、教育委員会としてはそれをどのように報告を受け、精査しているのかということもお伺いしたいと思います。



### ○大橋教育部理事

各学校から教育課程の届けが前年度の3月中に教育委員会の方に出されます。私どもの方で受付をしまして、受理をするという形になっています。

授業時数の方ですけれども、おおむね確保されているのですが、よく見ると一部の中学校において、選択教科の一部のところ、やらなければいけない部分をやっていないというような状況が、昨年度ございました。それについては、学校の方に十分対応して、本年度中にクリアしていただくことになっています。

書写のことですけれども、現在、東京都教育委員会から調査がかかっておりますので、今、調査をしている最中でございます。

以上です。

### ○堀内委員長

ありがとうございました。

しかし、今日の参議院の教育問題特別委員会でも、文部科学大臣がいじめだとか履修問題とか、いろんなことを含めて教育課にいろんな調査をお願いしていて、それが大変にふくそうしているものだから、まとめるのに時間がかかるということを言っていたんですが、どのような調査が今現実に下りてきているのか、おわかりになりますか。

### ○大橋教育部理事

このいじめ問題については現在、24日が締め切りなのですが、10月11月の1カ月間でのいじめの発生状況、解消状況、対応状況等について、国及び都からの調査が今かかっています。24日締め切りになっていますので、集計するのにしばらくかかると思っています。

それとは別に今、未履修のお話が出ましたが、その件に関しての調査も今かかっているところでございます。

そのほか経年で行っている調査、例えば外国人児童・生徒に関する調査や、日本語の指導が必要な児童・生徒の調査などがあり、そういうものプラスいじめ、未履修のような、急にくる調査というのがございまして、確かに学校の方では調査が重なり大変かなという感じは持っています。

以上です。

### ○堀内委員長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

ーなしの声ありー

## ○堀内委員長

それでは、以上で（４）を除いて、教育長報告事項を終了いたします。

（議案）

## ○堀内委員長

続いて、日程を変更いたしまして、議案を先に審議いたしたいと思います。

議案第２７号、平成１８年度教育予算の補正の申出について。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

## ○坂井教育長

議案第２７号、平成１８年度教育予算の補正の申出について、説明いたします。

本案は、教育予算にかかる歳入及び歳出について補正の申出をするものです。

はじめに、歳入について説明いたします。

内容といたしましては、１３款「使用料及び手数料」のうち、「教育使用料」について２３２万３，０００円の減。

１４款「国庫支出金」のうち、「教育費国庫補助金」について、１，５０５万７，０００円の増。

２１款「市債」のうち、「教育債」について、８，９８０万円の減でございます。

次に、歳出について説明いたします。歳出は、計５，７７１万８，０００円の減額でございます。

内訳といたしまして、小学校費では、小学校施設管理事業の減、及び、就学援助事業の増により、５，１３３万５，０００円の減。

中学校費では、中学校施設管理事業の減、及び、就学援助事業の増により、３８６万９，０００円の減。

社会教育費では、公民館共通管理事業にかかる、１４８万６，０００円の増。

保健体育費では、萩山・東部公園プール一般開放及び維持管理事業にかかる、４００万円の減でございます。

なお、今回の予算補正の主要なものについて、主管課ごと、事業ごとにまとめたものを、補足資料として添付しておりますので、そちらも御参照ください。

以上でございます。

## ○堀内委員長

ありがとうございます。

それでは、質疑に移ります。何か御質問ございませうか。

就学援助費の増加についてちょっと教えていただきたいのですが。児童・生徒数というのはそれほど大きく変動していないと思うんですけれども、これで見ますと教育関係扶助費というのは、

急ピッチといわないまでも漸騰しているという傾向が見て取れます。これは小平市における、いわゆる支援を必要とする家庭数がふえてきているということを示すものであるのか、あるいはもっと別な特殊な事情が今回に限ってあるのか、その辺のところがありましたら教えていただきたいと思います。

中澤学務課長、お願いします。

#### ○中澤学務課長

就学援助の制度でございますけれども、まず生活保護の対象の方、それから、これは各自治体で独自にやっているものですが、小平市は、生活保護基準の所得の1.1倍以内が準要保護の対象の方という形で就学援助を行っております。これにつきましては、年々人数も増加しております。最近、好景気というふうに言われておりますが、それまでが非常に景気が低迷していたということもございまして、就学援助を受けられる方が非常にふえております。

それから、就学援助制度について周知が徹底をされたと申しましょうか、現在は新入学児童の保護者説明会にも説明をしておりますし、在校生には新学期始めに全員にこの制度の周知を行っております。こういった関係がございまして、就学援助の事業の対象者が年々ふえているということでございます。

小平市の場合は生活保護基準の所得の1.1倍以内ですが、他市の例ですと、例えば1.2倍とか1.3倍、1.5倍と。収入と所得差がございまして、それぞれ市によってばらばらでございます。小平市がどの位置にいるのかと申しますと、1.1倍ということで、現時点では26市中中庸のところの位置をしているということでございます。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。

ーなしの声ありー

#### ○堀内委員長

特にございませんでしたら、質疑を終結いたしまして、討論に入りたいと思いますが、御意見ございますか。

ー討論省略の声ありー

#### ○堀内委員長

それでは、討論を省略して採決を行います。

議案第27号、平成18年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

### ○堀内委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

続いて、議案第28号、小平市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案第29号、小平市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、及び、議案第30号、小平市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。さらに、議案第31号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてでございますが、以上は関連する案件ですので、一括して審議を行いたいと存じます。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

### ○坂井教育長

議案第28号から第31号までにつきましては、主に、前回の定例会にて報告いたしました、公共施設予約システムの導入に関するものでございます。順を追って説明いたします。

はじめに、議案第28号、小平市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。

本案は、利用申請書などの帳票を予約システムによって印刷する関係上、現在の規則に定める様式を、予約システムに対応した様式に改めるものでございます。

次に、議案第29号、小平市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。

本案につきましては、予約システムの導入にかかる様式の変更を行うものでございます。また、導入にあたりましては、「予約をしたまま当日利用しない」といった行為を繰り返し行った者に対し、利用手続の秩序維持のため、以後一定の期間、施設の利用を承認しないこととする旨を、別に要綱において定める予定でございますが、規則におきましても、このために必要な規定を整備いたします。

あわせて、先の8月定例会にて、体育施設等条例について可決いただきましたと同様に、同条例施行規則におきましても、廃止する「小川グラウンド」を規定中から削除いたします。

次に、議案第30号、小平市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。

本案につきましても、議案第29号の予約システムの導入にかかる改正部分とほぼ同様でございます。様式の変更等、必要な規定を整備するものでございます。

以上3案の施行期日は、平成18年12月19日としてございますが、このうち議案第29号の小川グラウンドの廃止にかかる部分のみ、施行期日は平成19年1月1日でございます。

終わりに、議案第31号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。

本案は、予約システムの導入に伴い、システム機器により利用承認書等を出力・印刷するにあたり、公印もあわせて印刷いたしますことから、これに対応するための規定の整備を行うものがございます。施行期日は、「公布の日から」としてございます。

なお、ここで審議をお願いする規則の改正のほか、今回の導入にあたり、別に要綱を制定または改正する予定でございます。

詳細につきましては、島林公民館長から説明させます。

#### ○堀内委員長

島林公民館長、お願いいたします。

#### ○島林公民館長

先月の教育委員会定例会におきまして、説明させていただきました、公共施設予約システムの導入に伴う関係要綱の制定及び改正につきまして、本委員会で御審議いただく準備を進めてきたところでございますが、法令審査担当課との調整の中で、今回の委員会での御報告につきましては、見合わせていただくこととしたものでございます。

なお、今回の提案を見合わせた関係要綱につきましては、審査確定の上、12月定例会にて教育長報告とさせていただきたいと存じます。

なお、12月19日からシステムを稼動し、予約の状況確認、先着受付等を予定しておりますことから、今回、公民館におきましては関係要綱の制定、体育課におきましては関係要綱の改正となりますが、その概要を説明させていただきます。

個々の要綱につきましては、公民館では小平市立公民館施設の利用手続等に関する要綱（制定）、体育館につきましては小平市立体育施設管理運営要綱（改正）及び、小平市民総合体育館管理運営要綱（改正）の3要綱になりますが、今回のシステムの導入による、両課における主な規定につきましては、1番目に、各施設を利用しようとする者は、「利用者登録」をした上で、施設の予約を行っていただくこと、2番目に、予約したまま利用しないことを3回行った場合は、ペナルティーとして6カ月間利用を承認しないこととございます。

なお、「小平市立体育施設管理運営要綱」の改正につきましては、教育委員会8月定例会で可決されました、廃止する「小川グラウンド」の項目を規定から削除させていただくものでございます。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

それでは、質疑に移ります。御質問ございますでしょうか。

### ○伊藤委員

体育施設条例施行規則の一部を改正する規則、新旧対照表のところで、新のところ、利用の不承認のところに「（３）利用手続の秩序の維持に支障があるとき」という文言がありますが、これは先ほど教育長の御説明にありましたように、申し込みをネットの方でしておきながら使用しなかった、連絡せず使用しなかったということをあらわすものでしょうか。ほかにも意味があるのでしょうか。

### ○大沼体育課長

今の伊藤委員の御質問の第7条の（３）につきましては、今おっしゃったとおり、教育長の先ほどの説明の中の、申し込んでおいて利用を突然しなかった場合ということで、そういう場合については使用しなかった者に対してのペナルティーの処分ということで、教育委員会が6カ月間、その者に対して利用承認をしないことができるということでございます。具体的には要綱の方で整理したいと思います。

以上でございます。

### ○堀内委員長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

### ○吉田委員

そのキャンセルは、何も連絡せずに利用しなかった場合と、前日あるいは当日にキャンセルの連絡があった場合と同じ扱いになるわけですか。

### ○大沼体育課長

14日以内にキャンセルの申し込みをしますと、料金も当然お返りする制度になっております。当選した場合、機械上では仮予約の状態になります。そこで、一定の期間までに申請手続をしなくてはいけないわけですが、その正式な手続をしないことが3回以上続きますと、こういう処分をさせてもらうというものでございます。

以上でございます。

### ○堀内委員長

よろしいでしょうか。

ーなしの声ありー

**○堀内委員長**

ほかにございませんでしたら、質疑を終結します。

討論に入りますが御意見ございますか。

－討論省略の声あり－

**○堀内委員長**

特になければ、討論を省略して、順に採決を行います。

議案第28号、小平市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○堀内委員長**

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第29号、小平市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○堀内委員長**

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

続いて、議案第30号、小平市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○堀内委員長**

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第31号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○堀内委員長**

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第32号、小平市立学校用地の取得について。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

**○坂井教育長**

議案第32号、小平市立学校用地の取得について、説明いたします。

本案は、小平第四中学校の敷地内にある道路用地を学校用地として取得するものでございます。当該土地は、お手元の資料にございます、学園西町1丁目1167番7の7、61平方メートルでございます。

こちらは、小平市の所有する市道でございましたが、実質的には小平第四中学校の敷地の一部として使用されております。

市長部局の当該土地を、市から教育委員会に移管する手続きが整いましたので、学校用地として取得するものでございます。

したがいまして、費用負担はございません。

当該土地を取得することで、当該学校用地の面積は、1万4,697.18平方メートルから、1万4,704.79平方メートルに変更となります。

以上でございます。

**○堀内委員長**

ありがとうございました。

御質問ございますか。

ーなしの声ありー

**○堀内委員長**

それでは質疑を終結して、討論に入ります。

御意見ございましょうか。

ー討論省略の声ありー

**○堀内委員長**

それでは、討論を省略して採決を行います。

議案第32号、小平市立学校用地の取得について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー



○堀内委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、教育長報告事項（４）及び議案第３３号でございますが、先ほど申し上げましたとおり、個人のプライバシー等を含んだ内容でございます。

したがいまして、こちらにつきましては、非公開で審議をいたしたいと存じます。

議決は挙手で行います。

お諮りします。ただいま申し上げました議案等について、非公開で取り扱うことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

－賛成者挙手－

○堀内委員長

挙手全員でございます。賛成が３分の２以上でございますので、非公開と決定いたしました。

休憩は見合わせまして、引き続き審議を続行いたします。よろしいですか。

関係者以外の方は、御退席をお願いいたします。